

学校援助基金事務局内規

1. 援助基金の対象について

援助対象については、同窓会学校援助基金規定に基づき次のように定める。

学校記念事業への援助。

学校記念事業とは、校舎落成、施設設備等の購入をさすものであり、浦和学院高等学校からの要請又は同窓会常任幹事会における決議により原則的には有形物を対象として助成する。

部活動への援助。

全国大会出場（又はそれに同等する公式大会）の部活動への援助については次の項目により同窓会長がそれぞれの団体からの自己申告に基づいて助成を行う。

ア．全校応援が実施される場合、その応援活動に対する助成。

学校行事への援助。

学校行事への援助については、浦和学院高等学校が主催する在校生全員を対象とした行事に対して助成する。

文化祭クラス団体、1団体につき10,000円。（クラス団体のみ）

特に顕著な功績のある在校生への表彰。（同窓会会長賞と称する。）

特に顕著な功績のある在校生への表彰については、母校の名誉を高めかつ社会的に貢献したと認められる在校生に、同窓会長がその栄誉を讃え表彰を行う。

表彰生徒（在校生）の選出

対象となる生徒の人選と人数（若干名）は、卒業担当学年に一任することとする。

同窓会会長賞受賞者に賞状と1名につき図書券5,000円。

2. 助成金の額について

学校記念事業への助成。

同窓会常任幹事会運営委員会において助成額を審議し同窓会会長がこれを決定する。

部活動への助成。

全校応援実施の場合 ... 全校応援を実施する場合。生徒会に対して2回戦勝ち進む毎に、金1,000,000円を上限に支給する。

3. 受給申請について

助成については、申請書類に必要事項を記入の上、次の手続きを経て承認後に支給される。

尚、以下の場合は同窓会の支給目的から反するものとし支給を中止する。

当該行事及び大会後に申請された場合。

激例会を実施されない場合。（在校生に周知されない場合）

申請者（当該部活動顧問） 申請書類記入

同窓会係確認 申請事項確認

校 長 承 認

同窓会本部事務局へ提出 申請書類提出

審 査 同窓会長承認

激励会にて目録を贈呈する （学校側）

現金を支給する （同窓会事務局から当該部）

領収証の提示 （当該部から同窓会事務局）

本規程は、平成 9 年 4 月 1 日 施 行
平成 16 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 17 年 4 月 1 日 一部改訂